二　前号の絵表示の大きさは、充てんする消火剤の容量又は質量が、二リットル又は三キログラム以下のものにあつては半径一センチメートル以上、二リットル又は三キログラムを超えるものにあつては半径一・五センチメートル以上の大きさとする。

第三十八条第四項第三号中「黒色で」及び「白色で」を削り、同項第四号を削る。

第四十四条第一号を次のように改める。

一　水消火器、強化液消火器、泡消火器又は粉末消火器の区別

第四十四条第十三号中イからホまでを次のように改める。

イ　指示圧力計に関する事項

ロ　使用期間又は使用期限に関する事項

ハ　消火剤の再充てんができない旨

ニ　使用時の安全な取扱いに関する事項

ホ　維持管理上の適切な設置場所に関する事項

第四十四条第十三号ホの次に次のように加える。

ヘ　点検に関する事項

ト　天ぷら油火災に関する事項

チ　廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

リ　その他取扱い上注意すべき事項

第四十四条中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　住宅用消火器である旨

第五十一条第六号中ロをハに改め、イの次に次のように加える。

ロ　廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の三第一項に規定する法人であつて総務大臣の登録を受けた者が行う消防用機械器具等についての試験を申請している消火器に係る試験については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際、現に型式承認を受けている消火器に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火器に係る型式承認は、平成二十三年十二月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

○総務省令第百十二号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第二十二条第二項の規定に基づき、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二条第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣　片山　善博

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二条第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令

次の表の上欄に掲げる消防用機械器具等又は消火設備等について、消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二条第二項の総務省令で定める技術上の基準の特例及び期間は、同表の中欄及び下欄に掲げるところによるものとする。

消防用機械器具等又は消火設備等	技術上の基準の特例	期　間
消火器	平成二十三年一月一日前の消火器の技術上の規格に係る型式承認を受けているもの	平成二十三年一月一日前の消火器の技術上の規格に適合すること	十一年

注

一　型式承認とは、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四第二項の型式承認をいう。

二　技術上の規格とは、消防法第二十一条の二第二項の技術上の規格をいう。

三　期間は、平成二十三年一月一日から起算するものとする。

附　則

この省令は、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行の日から施行する。

○外務省令第十四号

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十九条第二項の規定に基づき、研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日　外務大臣　前原　誠司

研修員手当の号の適用に関する規則（昭和四十四年外務省令第八号）の一部を次のように改正する。

別表中

エチオピア	マダガスカル
ザンビア	
ボツワナ	

を

ザンビア	エチオピア
ボツワナ	マダガスカル

に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

○外務省令第十五号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日　外務大臣　前原　誠司

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表中「コタキナバル（マレーシア）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。